

後期高齢者医療被保険者の皆さんへ

1 「被保険者証」の更新

被保険者証をお持ちの方に、8月から使用する新しい被保険者証を7月下旬に郵送します。お手元に届きましたら、記載内容をご確認ください。
また、期限の切れた被保険者証は、破棄するか返

還してください(郵送可)。

* 令和4年中の所得状況によって、8月1日から医療機関窓口での自己負担割合が変わる場合があります。

2 「限度額適用・標準負担額減額認定証」および「限度額適用認定証」の更新

被保険者で住民税非課税世帯の方は、医療機関の窓口に「限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示すると、その医療機関への医療費の支払いが、高額療養費の自己負担限度額までとなり、入院時には食事代が減額されます。

また、被保険者で、同じ世帯に住民税課税所得金額が145万円以上690万円未満の被保険者がいる方は、医療機関の窓口に「限度額適用認定証」を提示すると、その医療機関への医療費の支払いが、高額療養

費の自己負担限度額までとなります。

現在これらの認定証を交付されている方で、引き続き認定される方には、8月から使用する新しい認定証を7月下旬に郵送します。更新手続きの必要はありません。

新たにこれらの認定証の交付を希望する方は、被保険者証、個人番号が分かるもの(通知カードまたは個人番号カード)を持参の上、国保年金課で手続きしてください。

3 保険料

(1) 令和5年度の保険料について

均等割額 [被保険者全員が納める額] 44,400円	+	所得割額 [所得に応じて納める額] 基礎控除後の所得(*1)×8.80%	=	保険料額 限度額66万円 100円未満は切り捨て
---	---	---	---	---------------------------------------

* 1 前年の総所得金額等から基礎控除額(43万円)を差し引いた額

(2) 令和5年度保険料の軽減措置について

▷ **所得が低い方の軽減**…同一世帯内の被保険者および世帯主の所得額の合計に応じて、均等割額の軽減が受けられます。令和5年度は次のとおりとなります。

世帯の所得額の合計	軽減割合
43万円+10万円×(給与所得者等(*2)の数-1)以下	7割
43万円+(29万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(*2)の数-1)以下	5割
43万円+(53.5万円×被保険者の数)+10万円×(給与所得者等(*2)の数-1)以下	2割

* 2 給与所得を有する方、または公的年金等に係る所得を有する方が2人以上いる世帯に適用

▷ 被用者保険の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療に加入してから2年間は均等割額が5割軽減されます。所得割額の負担はありません。

* 被用者保険とは、会社員等の被雇用者が加入する健康保険です。

* 世帯の所得が低い方は、より高い均等割額の軽減(7割軽減)が受けられます。

4 保険料の減免等

災害、倒産、失業など特別な事情によって納付が困難な場合は、申請によって保険料の減免等が認められることがありますので、ご相談ください。

問い合わせ先…国保年金課 内線2346 / 青森県後期高齢者医療広域連合 TEL017-721-3821